



業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和6年度福島市子宮頸がん検診事業業務委託
- 2 委託業務の場所 福島市保健所 健康づくり推進課
- 着手 令和6年5月31日
- 3 委託期間 履行期限 令和7年3月31日
- 4 委託金額 別紙1「業務委託料内訳書」のとおり



上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年5月31日

発注者 所在地 福島市五老内町3番1号
氏名 福島市長 木幡



受注者 所在地 福島市森合町10番1号
商号・名称 一般社団法人福島市医師会
代表者 会長 岡野 誠



代行者 所在地 福島市南中央4丁目21番2号
商号・名称 公益財団法人福島県保健衛生協会
代表者 会長 鈴木 順造



健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2(市町村による健康増進事業の実施)の規定に基づき実施する、福島市の子宮頸がん検診について、福島市長 木幡 浩(以下「発注者」という。)は、一般社団法人福島市医師会 会長 岡野 誠(以下「受注者」という。)及び公益財団法人福島県保健衛生協会会長 鈴木 順造(以下「代行者」という。)と、次の条項により契約を締結する。

この場合、受注者は一般社団法人福島市医師会の代表者とし、かつ一般社団法人福島市医師会の会員等で発注者の行う市民検診への協力を承諾した医療機関(以下「実施医療機関」という。)の代理人として契約を締結するものとする。

(総則)

第1条 発注者は、子宮頸がん検診を受注者及び代行者に委託し、受注者及び代行者はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、別紙2「委託業務内容表」のとおりとし、受注者の指定した医療機関(以下「実施医療機関」という。)で行うものとする。

2 代行者及び実施医療機関は、発注者が定める実施要綱・実施要領に基づき検診を実施するものとする。

(結果通知等)

第3条 代行者は、検診の判定結果を速やかに発注者及び実施医療機関に通知するものとする。

2 実施医療機関は、代行者から通知のあった検診の判定結果を速やかに受診者に通知するものとする。

(業務委託料の支払)

第4条 代行者は、業務を完了したときは、業務委託料のうち受診者の自己負担分を差し引いた金額について、発注者へ請求をすることができる。

2 発注者は、代行者から前項の規定による請求があった場合は、その内容を検査し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者から代行者に支払われた業務委託料について代行者と実施医療機関は、速やかに協議して精算するものとする。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者及び代行者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、また請け負わせてはならない。ただし、発注者が予め許容している内容の範囲において業務の一部を委託する場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者及び代行者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(事故及び損害の責任)

第7条 実施医療機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、発注者、受注者及び代行者に重過失がない限り実施医療機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、実施医療機関に故意又は重過失のない限り、発注者、受注者、代行者及び実施医療機関は協議し、その負担と責任において処理に当たるものとする。

(秘密の保持)

第8条 受注者及び代行者は、この契約の履行により知り得た情報及び業務に関連して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は契約の解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 受注者及び代行者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守するものとする。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者及び代行者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下暴力団対策法という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて発注者、受注者及び代行者が協議して定める。

別紙1 業務委託料内訳書

区 分		委託単価	自己負担金
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部細胞診、内診	8,657 円	1,700 円
	(内 実施医療機関 訳 問診、視診、子宮頸部細胞診及び内診)	5,393 円	-
	公益財団法人福島県保健衛生協会 細胞診判定	3,264 円	-

※1 委託単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※2 委託単価には、受診者への結果説明や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※3 検診日当日満70歳以上の者、満65歳以上で後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯の者、市民税非課税世帯の者及びがん検診無料クーポン対象者の自己負担金は免除とする。

別紙2 委託業務内容表

区 分	内 容
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部細胞診及び内診※ 結果通知書作成 ※必要に応じてコルポスコープ検査を行う

別記

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者及び実施医療機関は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を行うために発注者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾を得た場合にはこの限りでない。

(資料等の返還等)

第7 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を処理するために福島市から引き渡され、又は実施医療機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後ただちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第8 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は実施医療機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況の管理状況について、実地に調査し、または必要な報告を求めることができる。

(事故報告)

第9 受注者及び実施医療機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

